

監理技術者の兼任要件緩和について

1 兼任要件

(1) 対象工事

唐津市発注工事のうち監理技術者の配置を必要とする工事。

ただし、高難易度の工事等で市が監理技術者の専任が必要と考える工事を除く

(2) 兼任を認める件数

(現行) 令和6年1月1日以後令和8年3月31日までに公告、指名通知又は見積依頼を行う災害復旧工事を含む場合、工事2件を兼任可能とする。

ただし、すべての工事現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要件とする。

(緩和) 工事2件を兼任可能とする。ただし、すべての現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要件とする。

(3) 兼任工事間の距離要件 ※変更はありません。

工事現場がすべて唐津市内であること。

(4) その他

ア 特例監理技術者の配置に関する特記仕様書への記載事項は別紙のとおりとします。

イ 兼任が可能な工事については、特記仕様書に特例監理技術者の配置に関する特記仕様書への記載事項の内容を明示します。

2 適用時期

既に配置された同一技術者の工事案件を含み、令和7年4月1日以後公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用します。

3 その他

佐賀県発注工事との技術者の兼任については、佐賀県の兼任緩和の要件を満たし、佐賀県が兼任を認める場合に限り可能です。

別紙

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける 監理技術者（専任特例2号）の配置に関する特記仕様書

本工事において、建設業法第26条第3項のただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件をすべて満たすこと。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、1)に限る。
 - 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された指定種別に限る。）
 - 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。
- (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件とすること。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場がすべて唐津市内であること。
- (6) 単体企業で受注している工事であること。
- (7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (8) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (9) 監理技術者補佐が担う業務等については、書面（任意様式）により明らかにすること。